



八千代市監査公表第1号

令和元年5月7日

八千代市監査委員 江頭 博彦

八千代市監査委員 大谷 益世

八千代市監査委員 木下 映実

平成30年度監査（総務企画部）の結果に基づき又は当該
監査の結果を参考として講じた措置の公表について

平成30年12月26日付け八監第361号により提出した平成30年度監査（総務企画部）の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法第199条第12項の規定により、八千代市長から通知がありましたので、当該通知に係る事項について次のとおり公表します。

対象機関	区 分	所見及び措置内容
職員課	指摘事項	<p>1 特殊勤務手当について</p> <p>【所見】</p> <p>特殊勤務手当については、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務に従事する職員に対して支給するものとする手当本来の趣旨から逸脱していると思われるものが見受けられることから、内容を精査の上、適正化に努められたい。</p> <p>(平成 26 年度，27 年度，28 年度及び 29 年度監査 指摘事項)</p> <p>上記の平成 26 年度，27 年度，28 年度及び 29 年度の監査における指摘事項を踏まえ、引き続き特殊勤務手当の適正化に努められたい。</p> <p>【措置内容】</p> <p>特殊勤務手当の見直しをし、その適正化を図るため、「八千代市一般職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例」を平成 31 年 3 月 25 日に公布いたしました。</p> <p>特殊勤務手当につきましては、今後も他団体等の支給状況の把握に努め、随時、適正化を図ってまいります。</p>